

# 本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第989号

## 児童扶養手当について

請求をお忘れなく！

児童扶養手当は、父母が離婚するなどとして、父または母と生計を同じうしていなご子などが育成される家庭の生活の安定と子どもの保健増進を目的として、子どもと福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当の対象となる児童は、日本国内に住所を有する18歳に達する日以後の最初の年度末まで、この者または20歳未満で障害のある児童で、次の受給資格に該当する者です。

ただし、請求をしたご家庭の手当を受けける資格ができてから5年が経過するまで受給資格を喪失しません。

### 【受給資格】

- ① 父母が離婚
- ② 父または母が死
- ③ 父または母に法令で定める障害を有する
- ④ 父または母が生死不明
- ⑤ 父または母に引き継ぎ続ぎ一年以上遺棄をわけてくる
- ⑥ 父または母が法令により引き継ぎ続ぎ一年以上拘禁
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎
- ⑧ 母または父が裁判所よりDV保護命令を受けたほか

【手当を受け取る手続きについて】  
役場の窓口で手続きをうけたあと、県知事の認定を受けると、10日以内の支給されます。

【手当の支給について】  
手当は県知事の認定を受けると、認定請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

対象月	支払月
8月分～11月分	12月
12月分～3月分	4月
4月分～7月分	8月

### 【児童扶養手当額について】

- ・支給額(月額)は、  
全部支給の場合→42,500円  
一部支給の場合→所得に応じて42,400円  
か10,000円までの10日刻みの額となります。
- ・第2子の月額加算→10,040円
- ・第3子以降の月額加算→6,000円  
(加算額については年収に応じて支給額の進減あり)
- ・第2子5,000円～10,000円、第3子以降3,000円～6,000円
- 【お問い合わせ先】  
毎年、8月以降の支給資格審査決定の為、8月1日～8月31日までの間に現況届の提出が必須です。
- 【問い合わせ先】  
住民生活課 電話 76-2113

## 高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金の「案内」について

高知県では、南海トラフ地震対策として、従業員の命を守るにも地震発生後の早期復旧につなげるため、県内中小企業が先行し耐震診断や耐震設計などにかかる費用を一部助成する補助制度を設けていますので、町内の中小企業の皆さま、活用ください。

### 【対象者】

県内で製造業を営む中小企業者であり、BOPDを策定している者

### 【対象事業】

耐震診断・耐震設計(建築設計を含む)

### 【対象建築物】

事務所・工場等で昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること

### 【補助率/補助限度額】

耐震診断・2/3以内/133.3万円  
耐震設計・2/3以内/200万円

### 【補助要件】

耐震診断および耐震設計の内容に関して、民間耐震診断評定委員会等の評定を受け、適切な評価を受けたいこと

### 【問い合わせ先】

高知県商工労働部商工政策課事業推進担当  
電話 0088-8223-6600



# 8月1日から8月31日まで

## 「食品衛生月間」です

高知県では、食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、細菌性食中毒が多発する8月1日から8月31日の1ヶ月間を「食品衛生月間」としています。

### 【食中毒予防の三原則】

- ・細菌をつけない
- ・細菌を増やさない
- ・細菌をやっつける

### 【家庭でできる食中毒予防】

- ・新鮮なものを購入し、適した方法で保存しましょう。
- ・肉や魚はジール袋に入れ、他の食材に汁などがからまないようにしましょう。
- ・冷蔵庫や冷凍庫には、食材を詰め過ぎない。
- ・料理をする時は、必ず、手洗いをしましょう。
- ・調理道具を使った後は、すぐに洗剤と流水でよく洗いましょう。熱湯殺菌をするだけで、消毒効果がありません。
- ・食品は、十分に加熱しましょう。
- ・冷凍と解凍を繰り返さない。

※食中毒予防には、さまざまな方法があります。夏場は、特に高温多湿な状況が続く、食中毒が発生しやすい時期です。できることから、食中毒予防をしていきましょう。

### 【問い合わせ先】

保健センター 電話 70-10000



## 毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんのからの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、委員の自宅で受け付けるほか、毎月第3木曜日に町役場で定期的で開催される行政相談所でも受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】8月16日(木) 午前10時～正午

【場所】役場一階 町民相談室

### 【問い合わせ先】

行政相談員 曾我部 巧

自宅／本山町本山3-1-3番地8

電話 76-22007

## 毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

## 民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃の心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事・家事相談をご利用ください。

なお、相談は事前予約制(相談日の1週間前まで)です。必ず、電話等で予約を入れてください。

【相談日】8月17日(金)

午後1時～3時30分まで

(相談時間は、1組あたり30分)

【相談場所】役場一階 町民相談室

### 【事前予約連絡先】

総務課 電話 76-22223

## 「貧困・格差社会・非正規雇用を

## なくすためあなたの悩み・生活の悩みを

## 「相談していただくよ」

貧困・多重債務・ギャンブル依存・万引き・窃盗症・労働問題などの悩みによる自殺者を出さない為に、悩みを解消して『生活再建』を支援する為の相談会です。弁護士・司法書士・労働問題専門相談員が対応します。秘密は厳守されます。相談は無料です。一人で悩まないで、是非相談ください。

【開催日時】9月15日(土)・16日(日)

午前10時～午後3時

【場所】本山町ブリチナセンター 2階研修室

【相談受付電話】0120-565-275

080-1065-0030

### 【問い合わせ先】

高知この会の会 088-822-2539

